



2026 年 8 月 4 日

お客様各位

(株) トランスコンテナ
事業本部 混載グループ

インド税関通達に関して (Sea Cargo Manifest and Transhipment Regulation: SCMTR)

(2026/8/4 日 更新)

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

インド税関のインド発着及びインド経由貨物を対象としたマニフェスト規則に関する通達に更新がございますので以下の通りご案内申し上げます。

記

- 対象 : インド向け貨物 FCL/LCL (SINGAPORE 経由 ICD 向けサービス含む)
インドの港を経由するネパール・ブータン向け内陸輸送貨物。
※対象外: インドの港を経由して第三国へ向かうトランシップ貨物
- 適用開始: 2026 年8月10 日 (日本出航日ベース)
- 更新項目: HS CODE の記載必須桁数とその準拠要件

以下、必須項目をご確認頂き、D/R 上へ記入頂けますようお願い申し上げます。

【記載必須項目】

1. IMPORTER'S GSTIN (GST identification number)
2. IMPORTER'S IEC (Import and export code)
3. IMPORTER'S OFFICIAL EMAIL ADDRESS (船社、税関とのやり取りに使用しているもの)
4. HS CODE IN THE CARGO SEQUENCE (品目ごとにインドの国内分類コード「ITC-HS (Indian Trade Classification) Code」に準拠した 8 桁の HS CODE を BL 上へ記載願います)
5. PAN (Permanent Account Number) of consignee & notify party
6. **INVOICE VALUE OF CONSIGNMENT** 輸入申告に使用するインボイスの価格 (HBL 毎の合計金額を記載下さい) 注: HBL 上へのインボイス価格の記載は行いません。*

* 記載先:

* 弊社混載サービスにおきましては、当社の D/R をご利用いただき、インド用インボイス価格記載欄に通貨及びインボイス価格を記載頂けますようお願いいたします。

* ACL ご利用の場合は、記事欄 (REMARK 欄) へ記入いただけますようお願い申し上げます。

* FCL にしましては、利用船社に準じます。

*** ご提出いただいた HS コードに関し、現地インド税関より照会や確認を求められた場合の説明責任・対応は荷主様ご負担となります。**

ご不明点等ございましたら、弊社営業担当までお問い合わせ下さい。

以上